

藤沢市市税条例等の一部改正について  
藤沢市市税条例等の一部を次のように改正する。

2019年（令和元年）9月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市税条例等の一部を改正する条例  
(藤沢市市税条例の一部改正)

第1条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第5項中「第15条第18項」を「第15条第19項」に改め、同条第6項中「第15条第28項」を「第15条第29項」に改め、同条第7項中「第15条第29項第1号」を「第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「第15条第29項第2号」を「第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「第15条第29項第3号」を「第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「第15条第30項第1号」を「第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「第15条第30項第2号」を「第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「第15条第32項第1号」を「第15条第33項第1号」に改め、同条第13項中「第15条第32項第2号」を「第15条第33項第2号」に改め、同条第14項中「第15条第32項第3号」を「第15条第33項第3号」に改め、同条第15項中「第15条第37項」を「第15条第38項」に改め、同条第16項中「第15条第39項」を「第15条第40項」に改める。

第49条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第17項（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同項第1号中「第30条第6項第1号」を「第30条第2項第1号」に改め、同項第2号中「第30条第7項第1号」を「第30条第3項第1号」に改め、同項

第3号中「第30条第8項第1号」を「第30条第4項第1号」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和4年度分及び令和5年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例)

24 附則第22項第1号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、同号の例によるものとする。

(藤沢市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成30年藤沢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち附則の改正規定を次のように改める。

附則中第17項を第22項とし、第16項を第21項とし、第15項を第20項とし、附則第14項（見出しを含む。）中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項を附則第19項とし、附則第13項の次に次の5項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

14 当分の間、神奈川県が自動車税の環境性能割を課さない自動車として神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）第52条に規定するものに相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

15 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第32条の規定の適用については、当分の間、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 営業用の3輪以上の軽自動車 第32条第1号中「100分の1」とあるのは「100分の0.5」と、同条第2号中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車 第32条第3号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(3) 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のもの（当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に行われた場合に限る。） 第32条第2号又は前号の規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

16 第32条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

17 市長は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対して、環境性能割を減免する。

18 軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、第32条の3の規定にかかわらず、法第167条の規定に基づき神奈川県知事が行う自動車税の環境性能割の減免の例により行うものとする。

附則に次の1項を加える。

（令和2年度分及び令和3年度分の軽自動車税の種別割の税率の特例）

23 前項各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第33条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた場合においては令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初めて同指定を受けた場合においては令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項各号に定めるとおりとする。

附則第3項及び第4項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中附則に1項を加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部が改正され、軽自動車税の環境性能割に係る特例等が設けられたこと等に伴い、所要の改正をする必要による。